

リビング・ニーズ特約付 しんきんフルサポート団信

(団体信用就業不能保障保険+3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)

保障内容

死亡

高度障害

余命
6ヵ月

3大
疾病

就業
不能

長期
就業不能

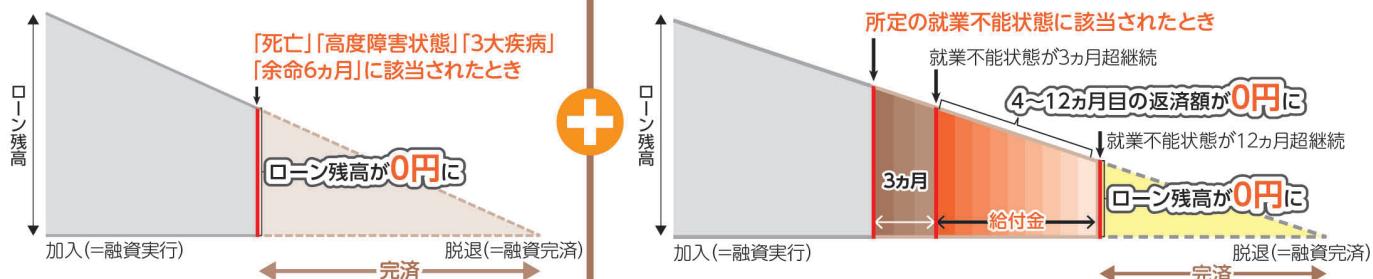
- 3大疾病団信の「死亡」「高度障害状態」「3大疾病」の保障に加え、すべての病気やケガ^(*)による就業不能状態を幅広く保障する商品です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障害状態、3大疾病^{(*)1}に該当されたとき、または長期就業不能保険金のお支払事由に該当されたとき保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当されたときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が支払われます。
- 余命6ヵ月以内と判断されると^{(*)2}に保険金が支払われます。

保障①

「死亡」「高度障害状態」「3大疾病」
「余命6ヵ月」に該当の場合

保障②

「就業不能状態」に該当し
「就業不能状態」が継続している場合



保障範囲

しんきんフルサポート団信なら、あらゆる就業不能状態を幅広く保障するので安心です。

就業不能状態例



など

内容の詳細については
二次元コードより
動画でもご確認
いただけます。



「就業不能状態」とは^(*)

【入院】

「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

- 上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【在宅療養】

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就寝しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
 - 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就寝を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
- 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。

※被保険者の精神障害および被保険者の薬物依存はお支払対象となりません

(*)1)3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中については、申込書兼告知書をご参照ください。

(*)2)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

この保険の詳細については、「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

信用金庫「しんきんフルサポート団信」の概要

保険名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険										
特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金等受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に支払事由に該当された場合に、引受け生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である信用金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。													
保険金等名称	死亡 保険金	リビング・ ニーズ特約 保険金	高度障害 保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金 就業不能給付金									
保険金額等	<p>債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（過減）します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） <p>を通算して2億円、かつ「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※）」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して1億円となります。 ※リビング・ニーズ特約が付加される前の融資も通算に含まれます。</p>													
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<p>○告知義務違反による解除 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; height: 40px;"></td> <td colspan="4"> ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。） </td> </tr> <tr> <td> ○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき </td> <td> ○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき </td> <td> ○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。） ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。） </td> <td> ○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱（※） ○お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。 </td> </tr> </table>						○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）				○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。） ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱（※） ○お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。
	○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）													
○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。） ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱（※） ○お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。											
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。													
これらの契約からの脱退	○保険金の支払事由に該当されたとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者でなくなったとき ○債務（融資金額）を完済されたとき（保証人または保証会社による代位弁済を含みます） ○満75歳に達した直後の12月31日 ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき													
(備考)	<p>* 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>* 2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p>* 3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』</p> <p>* 4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』</p> <p>* 5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>													
引受け保険会社	複数の生命保険会社による共同引受け (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)			明治安田生命保険相互会社										

- ・上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。